

是非
ご相談
ください

橋梁等鋼構造物中の塗膜調査 PCB等有害物質調査のご案内

鉛

クロム

PCB

有害物質を含む塗膜処理について

橋梁等の鋼構造物に塗布されている塗膜には有害物質が含まれている場合があります。塗装塗り替え工事等を行う際には塗膜の調査(有害物質の有無の確認)を行い、**有害物質が含まれていた場合は労働安全衛生法に定める施工時の安全管理や廃棄物処理法で定める特別管理産業廃棄物としての保管・処分が必要になります。**

※厚生労働省の通知「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」において橋梁等建設物に塗布された塗料の成分を把握することが求められています。

※1960年代～1972年頃に使用されていた塩化ゴム系塗料にはPCBが可塑剤に使われていたり、顔料中に非意図的に副生成物として含まれている可能性があります。

塗膜の採取から分析まで
一貫したサービスを行っております。

事前調査

計画・打合せ

塗膜採取

分析

解析・報告



工事開始

労働者の健康被害防止対策
廃棄物処理、保管、届出等

目的	評価基準	試験法	PCB	クロム (Cr)	鉛 (Pb)	超過の場合
施工時における労働者の健康障害防止	労働安全衛生法 特定化学物質障害予防規則 労働安全衛生法 鉛中毒予防規則		1%超		検出	適切なばく露防止対策 湿式による作業 作業主任者選任 保護具等着用
廃棄物処分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条の二第4項関係 低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)令和元年10月11日環境省 PCB汚染物ではないことの判断基準(廃プラ)※	含有	0.5mg/kg ※			特別管理産業廃棄物としての保管・処分 (PCB汚染物) PCB無害化処理認定施設での処理 (低濃度;100,000mg/kg未満)
	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)	溶出	0.003mg/L	1.5mg/L (Cr ⁶⁺)	0.3mg/L	特別管理産業廃棄物としての保管・処分

※評価基準については管轄自治体、処分先に確認が必要となります。
分析後の試料は原則返却させていただきます。

お問合せ・お見積りは
株式会社エオネックス

〒920-0209 石川県金沢市東蚊爪町1-19-4

TEL:076-238-9685 FAX:076-238-7728

E-mail: syunpei-takeyama@chika.co.jp 担当 竹山(たけやま) まで

● 自然 + 人 + 未来 ●

Eonex